

お客様各位

【京都市宿泊税のご案内】

この度京都市条例により平成30年10月1日宿泊より宿泊税が課税されます。

宿泊税の課税率は、宿泊料金1名様1泊ごとに課税となります。

宿泊税における「宿泊料金」とは、食事料金などを含まない料金でございます。

●宿泊税

宿泊料金に含まれるもの (課税対象となるもの)	室料の料金 (食事を含まない)
宿泊料金に含まれない 主なもの (課税対象外)	消費税等の額に相当する金額 【宿泊以外のサービスに相当する料金】 (例) クリーニング、電話、駐車場等

●1人当りの料金

¥20,000未満	¥200
¥20,000以上 ¥50,000未満	¥500
¥50,000以上	¥1,000

ホテル法華クラブ京都
支配人 敬白

ホテル法華クラブ京都

〒600-8216

京都府京都市下京区京都駅烏丸中央口正面

TEL :075-361-1251



Google mapでルート検索